

総基料第 64 号  
平成 30 年 3 月 23 日

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長  
渡辺 克

接続料・接続条件等についての説明会の開催等について（要請）

標記について、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加）について」（平成 29 年 12 月 22 日諮問第 3099 号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成 30 年 3 月 23 日情郵審第 12 号）がなされたことを踏まえ、下記のとおり、貴社において適切な措置を講じられたい。なお、「光ファイバ設備に係る接続料に関して講ずべき措置について」（平成 13 年 9 月 5 日総基料第 315 号）はこれを廃止する。

おって、下記のほか、当該答申では、次について要望（記 2（2））があったところ、これらが着実に実現するよう、総務省において状況を注視し必要に応じ対応することとしていることを申し添える。

- ① 本件追加メニューから現行メニューへの移行を接続事業者（※1）が要望する場合は、貴社において、接続約款の規定に従いこれをスムーズに実現できるよう対応すること。
- ② 現行メニューでの対応の方向性が接続事業者・関係団体に対し早期に明らかにされることが必要であるところ、貴社において、「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について（インターネット接続関連事項）」（平成 30 年 2 月 26 日総基料第 33 号）に基づき現行メニューに関する検討状況を総務省に報告した後速やかに、その内容について接続事業者・関係団体に説明する場を設けること。

※1 潜在的な接続事業者を含む。以下同じ。

記

- 1 接続事業者の役務の提供条件に大きく関わる接続料及び接続条件の設定や変更については、十分な時間的配慮をもって接続事業者・関係団体への説明会を開催し、それにより寄せられ

る当該関係事業者等の意見・要望についても十分検討を行った上で必要な対応を行うこと。

- 2 貴社が関門系ルータの増設（※2）を可能とする卸電気通信役務を提供する場合には、当該役務を提供する旨及びその具体的な提供条件や提供可否に関する回答が円滑に行われるための手続に関する情報を、同種の関門系ルータの接続料及び接続条件に関する情報に併せて、接続事業者・関係団体に対し開示すること。

※2 回線容量の拡大を含む。

以上